

熊本県事業継続支援金

交付対象事業者

国の「持続化給付金」の対象にならない中小企業者（個人事業主を含む）などのうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者

（注）なお、国の「持続化給付金」との重複申請（受給）はできません。

＜法人の場合＞

・資本金の額または出資の総額が10億円未満
または

・上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

※創業特例

令和2年1月以降に創業（開業）した事業者については、国の「持続化給付金」の対象にならないため、今回、同年1月以降4月30日までに創業し、事業収入を得ている事業者については、特例として、県の事業継続支援金により支援することとします（この場合、50%以上減少している事業者も対象とします）。

交付額

法人は最大20万円、個人事業者は最大10万円

売上減少分の計算

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30%以上▲50%未満の売上月×12ヵ月）

申請受付期間および支払時期

受付期間：令和3年1月15日（金）まで＜予定＞

支払時期：申請書類受付後、審査が整ったものから、できる限り早期に支払います。

申請書類などの入手

県庁のホームページからダウンロードが可能。また、県庁行政棟本館1階情報プラザ、県北広域本部、玉名地域振興局および南関町役場に常備。

主な申請書類

申請書、誓約書、確定申告書（写し）、対象月の売上台帳、振込先口座の通帳（写し）など

●交付条件など

- ・国の「持続化給付金」との重複申請（受給）は行わないこと
- ・重複が判明した場合や不正受給が判明した場合は、返還に応じること
- ・暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ・下記①から⑤の不交付条件（交付対象外になる者）に該当しないこと
 - ①法人税法別表第一に規定する公共法人
 - ②風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」および当該事業の「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ③政治団体
 - ④宗教上の組織もしくは団体
 - ⑤①から④までに掲げる項目のほか、熊本県事業継続支援金の趣旨・目的に照らして適当ではないと知事が判断する人

●申請方法

申請書類を以下の宛先に郵送。感染防止の観点から持参による申請はご遠慮願います。

＜宛先＞

〒862-8570 熊本県商工政策課事業継続支援金係（※住所記載不要）

問 事業継続支援金 相談窓口 ☎ 096-333-2828（9:00～19:00）

安全・安心な暮らしのために

南関町地域防災会議

町は6月3日、地域防災会議を南の関うから館で開催し、「令和2年度南関町地域防災計画」の内容などについて協議しました。

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき毎年作成しているもので、防災対策の現状把握と災害時の応急措置体制などが盛り込まれています。

この日は、前回からの変更点を確認し、避難情報の伝達方法や、避難所の設営について協議しました。



関係機関の代表者が協議



消毒液を手渡す津留さん（左）

新型コロナウイルス感染症対策に 使ってほしい

南関産の竹が材料の消毒液を寄贈

難関突破プロジェクト合同会社代表社員の津留克也さんは6月3日、佐藤町長を訪問し、新型コロナウイルス感染症対策のため、南関町産の竹を材料に使った消毒液800リットルを町に寄贈しました。

津留さんは「地元の竹を使っているので、ぜひ町内の皆さんに使ってほしい」と話し、佐藤町長は「子どもたちに南関産の竹が材料になっていることを知ってもらうためにも、学校などに配布し感染症対策に活用させてもらいます」とお礼を述べました。

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル（<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>）をご覧ください。法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

